

『本朝通鑑』編修と史料収集

— 対朝廷・武家の場合 —

藤 實 久美子

はじめに

『本朝通鑑』は神代から後陽成が退位する慶長一六年（一六二一）までを漢文体で記述した編年史である。構成は前編三卷、本朝通鑑四〇卷、続本朝通鑑二・三〇卷、本朝通鑑提要三〇卷、付録五卷、首二卷の合わせて三二〇卷であった。⁽¹⁾ 正史とは権力者が編纂させた歴史書を指すとすれば古代律令政府は紀記を編んだ。その後、北条執権政権は鎌倉幕府成立の事情と意味を回顧して『吾妻鑑』を編修し、足利政権は『太平記』の正本の作成に関与した。ただしそれらは断代史であった。果たして徳川政権は日本通史の編纂に着手し完成させた。『本朝通鑑』が延喜以来七〇〇年ぶりに編纂された正史といわれる所以である。⁽²⁾

『本朝通鑑』はまず明治政府の国史編纂とのかかわりから史学史研究のなかで論じられてきた。このうち花見朝巳

の「本朝通鑑考」は編修の体制的側面・史料収集とその限界、書肆林(のちの出雲寺)白水の役割、編集方針に触れており、網羅的である。⁽³⁾ また坂本太郎「日本の修史と史学」は日本の修史事業を総論的に述べ、そのなかで「本朝通鑑」を学問的な歴史書の萌芽と位置付けた。⁽⁴⁾ 当然のことながら、修史事業と歴史観・思想とは不可分の関係にある。そのため「本朝通鑑」の研究は、史学史とともに思想史の分野で進められた。ただしそれは羅山研究がおもであったとの感が強く、一九六〇年代に入って、ようやく羅山からその子鷲峰への展開、すなわち「本朝編年録」と「本朝通鑑」の違いを明らかにしたうえで、林家史学の思想的特質が本格的に追究されるようになった。⁽⁵⁾

なお、花見論文によると「本朝通鑑」が編修された当時の社会環境の解明といった視点が重要であると痛感する。この視点にたつ研究には、小沢栄一「近世史学思想史研究」⁽⁶⁾があるほか、個別論文では朝廷の対応と公家にとつての書物所持の意味について述べた池田雪雄「本朝通鑑の成立に関する一考察」⁽⁷⁾や、京都の書肆林白水が編修時に必要とされ、かつその役割を果たすことができた理由を明らかにした宗政五十緒「出雲寺和泉掾」⁽⁸⁾があげられる。ただし小沢はやはり林家史学の史学史的意義を明らかにすることに主眼をおいている。また池田は朝廷と幕府との政治的な関係の捉え方に綿密を欠く。宗政は元来、書肆それぞれに個別の歴史があるとして研究を重ねており、「本朝通鑑」の編修過程の解明を目的としていない。

そこで本稿では、これらの研究に学びつつ、「本朝通鑑」が編纂された当時の政治情勢と文化環境について解明することを課題として掲げたい。ただし寛文期の政治史研究は必ずしも十全ではなく、⁽⁹⁾ 政権にとつての正史編纂の意図を問うことは難しい。これは当該期の文化史についても同様で、仮に国内の問題に限定しても林家とその門弟・朝廷(天皇家・公家)・幕府・大名・旗本・寺社・民間書肆という、「本朝通鑑」編修をめぐる文化環境を総合化し、正史編纂の意味を明らかにすることは困難を極める。したがって、本稿では右の課題にのぞむ手始めとして、「本朝通鑑」

編修に対する武家の対応、流布本と「本朝通鑑」の記事との関係という新たな視点を導入しつつ、「本朝通鑑」編修時の文化環境のうち史料収集の過程について考察するが、ここからは編纂方針の再考も可能となろう。

以下の章では、まず三代將軍家光期の「本朝編年録」と四代將軍徳川家綱期に完成した「本朝通鑑」との編修体制の違いを確認し（第一章）、史書の編纂に必要な史料の収集過程を、幕府の朝廷・武家への依頼の姿勢とこれに関する朝廷・武家の対応から検討し（第二章・第三章）、さらに武家が家蔵本を提供した理由について流布本との関係から考察し（第四章）、最後に「本朝通鑑」の完成について述べたい。

第一章 「本朝通鑑」の編修体制

（一）「本朝編年録」の編修

寛永二十二年（一六四四）正月、「寛永諸家系図伝」（以下「寛永伝」と略す）の完成を幕府から賞された林羅山は、ほどなく將軍徳川家光から日本通史の編纂を命じられた。これを受けて羅山は「本朝編年録」と題し、神武から持統までの編纂に着手し、同年一〇月に完成した。このとき羅山は「旧事記」「古事記」「日本書紀」を参照し、この三書に漏れたものを公家の日記や野史のほか和歌などの書に探り、さらに中国の史書に日本の事跡を求め、都合七〇余部の書物を用いて執筆した。これに続く文武から淳和までは「日本後紀」「類聚国史」「類聚三代格」などから記事を補って正保二年（一六四五）に完成した。ただし羅山が利用した「日本後紀」などの書物は後掲の〔史料1〕から端本であったことが明らかであり、必ずしも十分なものではなかったと思われる。仁明から宇多までは慶安三年（一六五〇）

に完成し、小姓組番頭の久世広之を通じて將軍に献上された。しかしながら、この第三部は羅山が病氣のため細部の検討に不十分なところがあった。醍醐以後は扱べき史料を集める必要があったので、日本通史の編纂はしばらく筆をおくこととなった。その後、慶安四年四月二〇日に將軍家光が没した。さらに明暦三年(一六五七)正月一九日、振袖火事で神田にあった林家の本宅と銅書庫が焼失した。羅山自身は忍岡の別宅に難をのがれたが消沈のため翌日から病臥して二三日に没した。後日に再挙を期するとした『本朝編年録』編修は三三卷をまとめただけで中断した。⁽¹⁾

將軍家光が日本通史の編纂を羅山に命じた理由を明確に示す史料は見当らない。当時為政者が、歴史書編纂の規範を六国史に求め、その書き換えと書き継ぎを希求していたことを指摘するに留まる。初代尾張藩主の徳川義直(家康の九男)は家康の存命中から書籍の収集に手を染めていた。さらに家康の死後、その旧蔵書三、〇〇〇冊を分与されて一躍蔵書家となった。⁽²⁾ 義直はそれをもとに自ら書物を著し、諸書の編纂を命じた。まず義直の著書として挙げられるのは『類聚日本紀』全七四巻であろう。同書は菅原道真の『類聚国史』に倣ったもので、寛永初めから正保三年までの二〇年をかけて編纂された。六国史は中世を経て散逸している状態にあったため、項目に分類してそれを復元するだけでも重要な意味があった。⁽³⁾ つづいて義直は正保四年ころ、羅山に六国史を書き継ぐべく『宇多天皇実録』の編纂を命じた。將軍家光と義直とを同列に扱うことはできないが、ここからは六国史の再編と書き継ぎが為政者の関心事となっていたことを看取できる。

(二)『本朝編年録』から『本朝通鑑』へ

寛文二年(一六六二)一月三日、登城した羅山の子鸞峰は老中の酒井忠清・阿部忠秋・稻葉正則と、若年寄の久世広之・土屋数直列坐のもと、酒井忠清から台命を伝えられて『本朝編年録』編修の継続を命じられた。ときに將軍

家綱は二一歳、鶯峰は四五歳であった。同年一月一日、「本朝編年録」の続編は四人の分担執筆者によって一斉に開始された。昌泰から久寿（醍醐紀から近衛紀）までは林梅洞（ただし寛文六年夭折）、保元から文保（後白河紀から花園紀）は人見友元、元応から正長（後醍醐紀から称光紀）は坂井伯元、永享から慶長（後花園紀から後陽成紀）は林鳳岡と
いう分担で、総裁は鶯峰が勤めた。⁽⁴⁾

寛文四年の秋、矢継ぎ早に編修体制が整備された。以下、時系列にしたがって列記する。まず第一に行なわれたのは編修奉行の任命である。七月二八日、奏者番の永井尚庸（寛文五年より若年寄）が責任者として「奉行」に任じられた（「日録」三頁）。「奉行」の設置は「寛永伝」編修の例に倣う諸事繁多を慮つてのことで、尚庸は家臣の村上・伊藤・片岡の三名を交替で国史館に通わせて業務の遂行に意を払った。第二に編纂所が弘文院内に定められた。弘文院とは、寛文三年二月に鶯峰が幕府から院号「弘文院学士」を与えられて、同時に林家の忍岡の別宅に許された名称である。なお「弘文院学士」は対朝鮮外交の局面を考慮したもので、法印羅山とは全く異なる林家の仕官形態を表わす。⁽⁵⁾編纂者はそれぞれの立場から書物を編纂するから、事業が本格化する前に総裁である鶯峰に院号が授与されたことに意を払つておく必要がある。寛文四年八月、この弘文院内に幕府の普請奉行の指揮のもと長寮が新築されて、付属の文庫が新設された。以後、建物は国史館と呼ばれ、国史館とそれを囲む施設の大規模な破損の修築は幕府の費用で行われた（「日録」三・一一頁）。第三として、編纂員三〇余人の書生の手当として月俸九五人扶持が林家に給付された。これは編纂事業が終了してのちも支給され、林家が家塾に官費の学生をおく足がかりとなった。

第四に史料の収集に対する幕府の協力がある。一〇月一日、老中の稲葉正則は寺社奉行の井上正利と加々爪直澄に次のことを命じた。それをうけて二人は諸国の寺社に、1 延喜以後、2 「吾妻鑑」以降「太平記」以前、3 足利義満・基氏以降現在までと三期に分けて、年代の確かな記録・書物を提出するようにと達した（「日録」五頁）。⁽⁶⁾ ついで

一月七日に、老中らは在府の大名で蕃書で知られるものに蔵書目録を提供させることを決めた。また同日「官庫の倭書も亦これを借るを許さるべし、就中二条殿日次記二百余巻、官庫に在るものも亦これを借るべし」とした(「日録」二三頁)。官庫は江戸城内の紅葉山文庫、二条家日次記は慶長一九年(二六一四)に徳川家康が入手した二条家の叢書のことである。⁷⁾紅葉山文庫の利用は將軍のそれを第一義とする秘庫であった。⁸⁾閱覽を鷲峰と先の四人の執筆者に限ったものであれ、文庫本の貸し出しが許されたことは異例に属する。さらに二月九日、老中は江戸滞在中の武家伝奏に書状を託して、朝廷と公家に対して旧記の提供を求めた(「日録」四六頁)。

以上が「本朝編年録」の統輯のために幕府が行った体制の整備である。先述した「本朝編年録」の編修が將軍家光と羅山・小姓という側近衆の關係内で進んだことと比較すると、その統輯の編纂体制は大きく異なったことが明らかである。この幕府の編纂事業に対する位置づけの変化は、さらに題名の変更という事柄から鮮明になる。書名「本朝通鑑」の發案は「奉行」の永井尚庸にかかり、保科正之・榊原忠次の合議により承認され、老中稲葉正則の賛同があつて、寛文四年一〇月二〇日に家綱の耳に達して決定した。同日、鷲峰はこの旨を尚庸から書状で知らされた(「日録」八頁)。周知の如く、この書名は一〇八四年に司馬光が著した「資治通鑑」、朝鮮の「東国通鑑」に倣ったものである。ただし「本朝通鑑」では編年体を採用し、國家の興亡を追究せず、「百王一姓之典故、人物治亂盛衰を今世に明らかにせしむるに在り、故にこれを神武に始むる也」⁹⁾とした点を確認しておく。

第二章 幕府の依頼と朝廷の対応

(一) 書物提供の依頼

林家史学は史料博搜主義と考証的学風をもつ。鷲峰は史料の収集にあたって綿密さと正確さを要求し、幕府はこれに理解を示して朝廷に書物の提供を依頼した。

寛文四年(一六六四)二月九日、翌一〇日に武家伝奏が帰洛するため、幕閣が伝奏の宿所に赴いて「本朝通鑑」編纂の計画を説明し、旧記の提供を依頼することになった。鷲峰はその下相談のために酒井忠清の屋敷を訪ね、のち江戸城で忠清以下の老中に京都所司代の牧野親成を交えて話し合った(「日録」四六頁)。ここで留意したいのは、幕府が朝廷に記録の提供を依頼するにあたって、老中自らが武家伝奏に事情説明を行っている点である。当時の武家伝奏は飛鳥井雅章・正親町実豊である。通常、伝奏は東海道を通過して二三日をかけて帰洛するので、両伝奏は二月二日ごろに右の旨を朝廷に伝えたと考えられる。ただし靈元天皇はわずかに一才であり、まず後水尾院の意向が幕府に示された。

院の見解は、幕府の年頭使として寛文五年正月一八日に江戸を出立、二月二五日に帰府した高家肝煎の品川高昭を通じて伝達された。その見解とは以下の如くであった。「本朝通鑑」の編纂を好事であると評価する。完成した折には借りて写したい。公家では二条家もつとも旧記を所持しているが秘して出さない。それは有職故実に関わるからである。「本朝通鑑」の編修目的が政権の興廢を明らかにすることにあれば書物の提供に支障はない。だが一つの書物には秘すべき所とそうでないところが入り交じっている。そのため諸家に書物を江戸に送るよう命じることができない。秘す所を除いた抄本の提供には応じられる(「日録」七八頁)。

後水尾は、公家にとつて有職故実を記した書物を所持することは家の存続にかかわる重要な問題である、と判断して即断を避けたのである。これを受けて老中からは京都所司代牧野の帰府を待つて今後の策をこうじるとした。なお右に示した後水尾の返答からは、幕府が当初、朝廷や公家に書物をそのまま江戸に送るよう要請していたことが明らかになる。ここからは朝廷と幕府との間で書物に対する意識に大きな隔たりがあったことが推察されよう。

帰府した牧野と老中との話し合いの内容は不明であるが、上洛後に牧野は両伝奏に「諸家の旧記を尋ね求め」るよう要請しており、幕府はこの段階でも朝廷に探索をともしなう書物の提供を望んでいたと考えられる。これに対する朝廷の回答は遅れた。それは八月二一日に前関白九条忠榮が死去して、服喪により朝議が遅怠したためとされる〔日録〕一〇六・一一九頁)。朝廷側に動きが認められるのは一〇月一日に至ってからである。同日、摂政鷹司房輔から内大臣近衛基熙に書物目録三通が届けられた。基熙はそれらの写しを作成し、このうちの二通を一括して紙で包み、その端裏に「撰政より来二通 通監事^(マ)」、内側に「此二通従関東来本朝通鑑之用之事也、従撰政給也、写置也、此外目録再来 寛文五年十月十一日」と墨書した。本紙は「本朝通鑑用書附写」〔史料1〕と、無題の一通である。

〔史料1〕

日本紀 神武天皇より持統天皇まで四十一代

続日本紀 文武天皇より桓武の始まで九代

○日本后紀 桓武の中比より淳和まで四代

続日本后紀 仁明一代

文徳実録 文徳二代

三代実録 清和陽成光孝三代

右神武より光孝まで五十八代の内日本后紀不足故四代の記録不祥候、先年彼是の書物二而少ツ、考合道春作立申候へとも全備ハ不仕候

○新国史 ^(朱) 宇多延喜朱雀三代を記候
続三代実録とも申候

此書物名はかり承候、此内宇多一代をハ彼是にて少ツ、考道春作立候へとも全備不仕候

- 一、此度延喜より以後を作立申事御座候、先代の如くなる儘成記録ハ承不及候へとも家、の日記又ハ仮名書の書物二而も有之候へハ、今度御用ニ立申候⁽¹⁾

〔史料1〕の内容を要約すると、幕府の六国史・新国史は端本である。羅山は諸書の校合を行つてこれを補つたがなお不備がある。今度の編纂では延喜以後を記すため公家の日記や仮名本類が必要である、となる。無題の一通は〔史料1〕の最後の一つ書きを補足したものである。これはすでに紹介されたことがあるので概略を示せば、醍醐以降は民間の編纂物や物語・軍記に頼るしかない。このうち後光厳までは「太平記」で補うことができるが、それ以後は公家について扱るべき書物がなく、武家に関しても仮名草子ばかりで確かな書物がない、となる。⁽²⁾

一一日に後便で基熙のもとに届いた三通目は墨付き一四丁の冊子で、表紙に「書目録」、巻頭に「書物目録」とあった。基熙が付けた包紙の内側には「此一冊書目録從関東為本朝通監用之間可成借用旨也。被出之本猶重而尋可歎」と墨書されている。表「朝廷への提供依頼書目」はこの「書物目録」に列挙された一五九部の書名と冊数とを一覧にしたものである。これらの書名を調べると成立年代はいずれも一三世紀以前に求められることがわかる。そこで一三

(表)「朝廷への提供依頼書目」

No.	書名	冊数	分類
1	日本後紀	四十卷	帝紀
2	新国史	四十四卷	帝紀
3	養老五年私記		帝紀
4	弘仁四年私記	三卷	帝紀
5	承和六年私記		帝紀
6	元慶二年私記	一卷	帝紀
7	延喜四年私記		帝紀
8	承平六年私記		帝紀
9	康保二年私記		帝紀
10	本朝帝紀		帝紀
11	本朝世紀		帝紀
12	日本略雜記	一卷	帝紀
13	日本紀問答	一卷	帝紀
14	平京雜記	七卷	帝紀
15	本朝月令	六卷	公事
16	清凉記	五卷	公事
17	日本事始	二卷	政要
18	政事要略	百三十卷	政要
19	柱下類林	三百六十卷	政要
20	諸道勘文	二百卷	—
21	統諸道勘文		—
22	新撰姓氏錄	三十一卷	氏族
23	群籍要覽	四十卷	類聚
24	秘府略	千卷	類聚
25	會文類聚	七十卷	類聚
26	文鏡秘府論	三卷	類聚
27	類聚集	十卷	類聚
28	集韻律詩	十卷	詩家
29	後江相公詩	二帖	詩家
30	善家集	一帖	詩家

31	扶桑集	十六卷	詩家
32	橘氏文集	八卷	詩家
33	野相公集	五卷	詩家
34	本朝麗藻	二卷	詩家
35	江金吾集	一卷	詩家
36	本朝秀句	五卷	詩家
37	統紀寛詩集	三帖	詩家
38	後江李部集	一帖	詩家
39	統本朝秀句	三卷	詩家
40	保胤集	二帖	詩家
41	日本佳句	二帖	詩家
42	本朝佳句	八帖	詩家
43	都氏文集	一帖	詩家
44	拾遺佳句	三卷	詩家
45	勘解由相公集	二卷	詩家
46	江音人集	一卷	詩家
47	新撰秀句	三卷	詩家
48	江匡衡集	一卷	詩家
49	統新撰秀句	三卷	詩家
50	時綱草	一卷	詩家
51	本朝策林	十五卷	詩家
52	直幹草	一卷	詩家
53	菅相公草	一卷	詩家
54	句題抄	二十卷	詩家
55	統本朝佳句	三卷	詩家
56	近代麗句	十卷	詩家
57	日觀集		詩家
58	打聞集	三卷	詩家
59	詠句抄	五卷	詩家
60	統類聚句題抄	三十卷	詩家
61	一句抄		詩家
62	古今詩抄	十卷	詩家
63	当世麗句	二卷	詩家

64	格律清英集	百卷	詩家
65	詞花麗則	十卷	詩家
66	藍田集	四卷	詩家
67	清吟抄		詩家
68	菁華抄		詩家
69	花實抄		詩家
70	三步抄		—
71	七步抄		詩家
72	文鳳抄	十卷	詩家
73	本朝詩雜例	一卷	詩家
74	拾遺朗詠	二卷	和漢
75	和漢兼作集	二十卷	和漢
76	和漢拾遺朗詠	二卷	和漢
77	儒伝	三卷	伝記
78	藤氏伝	一卷	伝記
79	大江伝	六卷	伝記
80	摂関伝	二卷	伝記
81	大將伝	一卷	伝記
82	本朝神仙伝	一卷	伝記
83	大戦冠伝	一卷	伝記
84	菅家伝	一卷	伝記
85	日本儒林伝	一卷	伝記
86	昭宣公伝	一卷	伝記
87	淳和第二親王伝	二卷	伝記
88	菅家二代伝	一卷	伝記
89	吉備大臣伝	一卷	伝記
90	清慎公伝	一卷	伝記
91	和氣清麻呂伝	一卷	伝記
92	善相公伝	一卷	伝記
93	良大納言伝	一卷	伝記
94	統理平伝	一卷	伝記
95	野相公伝	一卷	伝記
96	音人伝	一卷	伝記

97	道風伝	一卷	伝記
98	橘贈納言伝	一卷	伝記
99	太政大臣源朝臣伝	一卷	伝記
100	南大納言伝	一卷	伝記
101	紀家伝	一卷	伝記
102	民部卿保則伝	一卷	伝記
103	大納言季房伝	一卷	伝記
104	敏行朝臣伝	一卷	伝記
105	百川伝	一卷	伝記
106	故賢伝	一卷	伝記
107	滋野貞主伝	一卷	伝記
108	小野小町伝	一卷	伝記
109	浦島子伝	一卷	伝記
110	藤六伝	一卷	伝記
111	葛井親王伝	一卷	伝記
112	武智麻呂伝	一卷	伝記
113	広相公伝	一卷	伝記
114	忠仁公伝	一卷	伝記
115	業平朝臣伝	一卷	伝記
116	宗公方伝	一卷	伝記
117	淡海公伝	一卷	伝記
118	文雄伝	一卷	伝記
119	恒貞親王伝	一卷	伝記
120	江帥伝	一卷	伝記
121	本朝事始	二卷	雑抄
122	房内秘抄	一卷	雑抄
123	秘玉抄		雑抄
124	見聞記	一卷	雑抄
125	十節録	一卷	雑抄
126	比喻抄	一卷	雑抄
127	視聽抄	二十卷	雑抄
128	随見聞抄	一卷	雑抄
129	雑抄	二卷	雑抄

130	口遊抄	一卷	雜抄
131	隨見抄	一卷	雜抄
132	懷中曆	十卷	雜抄
133	伝聞故実	一卷	雜抄
134	函中抄	二卷	雜抄
135	掌中曆	四卷	雜抄
136	法鏡	八卷	雜抄
137	日本国秘抄	一卷	雜抄
138	禁忽抄	二卷	雜抄
139	言談抄	一卷	雜抄
140	本朝要抄	—	雜抄
141	善家秘記	一卷	雜抄
142	愚管抄	六卷	雜抄
143	今鏡	十卷	仮名
144	唐鏡	十卷	仮名
145	義孝日記	二卷	仮名
146	平中日記	一卷	仮名
147	高光日記	一卷	仮名
148	六代勝事記	一卷	仮名
149	李部王記	—	—
150	水心記	—	—
151	二東記	—	—
152	小左記	—	—
153	菅家三代集	—	詩家
154	菅家後集	—	詩家
155	銀勝翰律	十卷	詩家
156	朝華要集	十卷	—
157	類聚国史	二百卷	帝紀
158	扶桑略記	三十卷	帝紀
159	経国集	二十卷	詩家

- (註) 1. 作表は陽明文庫所蔵史料による。
2. 分類欄の——は「本朝書籍目録」に記載が無いことを表わす。

世紀後半に成立したとされる「本朝書籍目録」を比べると、字句に若干の異同が認められるものの、書名がほぼ一致した。したがってこの「書物目録」は「本朝書籍目録」をもとに作られた可能性が高いとみてよい。また内容については、表に「本朝書籍目録」の項目に従って分類欄を設けたが、「六国史」「新国史」とその講義録、詩や日記・伝記など、多岐にわたることが確認できる。ただし「本朝書籍目録」に記載された四九三部のうち、この一五九部を選定した基準については後考を要する。

以上、三通の書物目録を紹介したが、ここからは鷲峰が編修の骨子となる「六国史」「新国史」の正本や、世に広く知られた書物を入手し、さらに諸家に秘蔵される日記や仮名書までも閲読したいと希望したことをみることができ

(二) 朝廷の対応

寛文五年（一六六五）一〇月一三日、近衛基熙は摂政鷹司房輔に、先に示した三通の目録を見たうえで「有無之段可令返事」と伝えた。だが一四日の基熙の返答は「先日之書籍之事一部も所持無之由令申了、兎角諸事皆々評議ニ可一同旨申遣了」というもので、これに房輔は「心得之旨返事」をした。⁽⁴⁾ 基熙は目録にある書籍は一切所持していない、この件については諸家で評議し対応を統一するのが肝要としたのである。その結果、諸家から旧記は出されなかった。のちの史料であるが、八代將軍徳川吉宗が収書をしたとき的一条兼香の日記に「同太閤（一条兼輝）筆者註、以下同じ）若年之時「大猷院代敷」⁽⁷⁾諸家中本朝通鑑可被申付之間其人々可出旧記之由被申之時、自両伝 奏被申之而其節者何も差出候者無之」とある。⁽⁵⁾

だがこの基熙の意見が出されたのち、近衛以外の諸家にも既述の三通の目録が回覧された。⁽⁶⁾ 基熙の意見と朝廷としての判断は同一ではなく、公家の所持本が一切提供されないという結果に至るまでには、以下の如くの曲折があった。一月二七日、「四人衆」の葉室頼業は宮中で摂政と武家伝奏から、「本朝通鑑」編修のために必要な書物の筆耕作業を禁中で行うことが決定したと告げられ、料紙などの用意を命じられた。一月一日、鷹司房輔・近衛基熙・一条教輔、武家伝奏が参内して江戸に送る書物一〇余部を選び、一方「四人衆」は摂政と両伝奏に筆耕一〇余人の手跡を披露した。またこの日、武家伝奏は「四人衆」へ「記録ノ目録」を渡した。その夜、葉室頼業はこれを書写して内々・外様の番頭衆へ渡し、「江戸より申参候此内何ニても御所持候ハ、可被上候由也、又此外ニも一かと有先祖之衆之記候ハ、書抜可被上候也、是ハ江戸ニ而本朝之通鑑出来候故其御用也」と申し添えた。⁽⁷⁾ つまり、一度は公家に向けて、目録にある旧記と目録以外の書物の抜き書きを差し出すようにと伝達が行なわれたのである。

筆耕一四人が決まり、一月二八日「続日本後紀」四冊、「愚管抄」六冊、「扶桑略記」八冊が文庫から出されて筆写

が開始された。一六日「扶桑略記」「愚管抄」の筆写が出来あがり、二〇日「三代実録」二〇冊が出された。翌寛文六年二月一〇日「三代実録」の仮とじが出来あがって作業は校合に移った。校合作業は「四人衆」の園基福と葉室頼業が差配し、以下の分担で行われた。

〔史料2〕

校交之覚

一、統日本後紀	四冊		
五条中將殿	二冊	十一之十五	十六之廿
伏原少納言殿	同	一之五	六之十
一、三代実録	廿冊		
今出川殿	二冊	一之二	廿一之二三
烏丸大納言殿	同	一三之四	一五之六
中御門殿	同	十七十八十九	廿四五六
藪殿	同	六之七	八之九十
勤修寺宰相殿	同	十一之二	廿七之八
舟橋式部殿	同	卅八之九四十	四十七之八
勘解由殿	同	四十一之二	四十之五六
榛殿	同	四十三之四	四十九之五十

岩倉殿 同 卅一之二 卅三四

阿野殿 同 三之四五 卅五之六七

一、類聚国史 一八冊

坊城殿 二冊 第四五 五十四

小倉殿 同 第十六 第四十

清水谷殿 同 第八十九 第七十七

富小路殿 同 第一百 百五十九

持明院三位殿 同 三十六 四十七

山本殿 同 十一 三十一至三十二

萩原殿 同 百七十三 百八十

大炊御門殿 同 七十四 七十七

日野大納言殿 同 七十一至七十五 第一百七

一、愚管抄 六冊

万里小路殿 二冊 端二 一条院 九条了

白川殿 同 漢家年代書之にそへ

冷泉殿 同 コノ内記今カナニ了

一、経国集 六冊

油小路殿 三冊 一 十一

〔本朝通鑑〕編修と史料収集(藤實)

柳原大納言殿 同 十三 十四 廿一

一、扶桑略記 八冊

東坊城殿

四冊 一条院 村上天皇 廿一至廿五

同侍從殿

同 醍醐天皇諱寬明 廿四 醍醐天皇下卷
廿八 下馬

一、文徳実録

五冊

花山院殿

二冊 自第七至八 自九至十

四条殿

三冊 自第一至二 自三至四 自五至六

一、諸道勘文第十五神事十五

八幡宮 一冊

一、本朝月令

卷第二

端二
唯龍庵

内記二人

一、類聚国史 第百八十五 一冊

右三部八四人校交仕也。⁽⁸⁾

右によれば六九冊を二九人で分担したことになる。なお〔史料2〕と鷹司らが作業前に選定した書名とを比べると、『日本紀』一五冊と『続日本紀』七冊とが削除され、逆に『本朝月令』が加えられて、計一〇部が送付されたことがわかる。二月二八日校合は終了し、三月七日能筆で知られる中院通茂が外題を記し、八日に経師が外題を貼り完成し

た。九日、書物が靈元の上覧に付されて作業は終わった。書物は真鍮の鍵がついた三つの箱に納められ、翌日書物箱は禁裏付の服部備後守貞常によって京都所司代の屋敷へ届けられた。⁽¹⁰⁾

三月一八日、武家伝奏は江戸城で將軍家綱に拝謁し、老中から將軍は満足していると伝えられた。ただし注意しておかなければならないのは、これらの書物を受け取った鷲峰は、いずれもごく普通の書物であり、「愚管抄」ほか「本朝月令」「諸道勘文」だけが良本であると評価し、朝廷に対してまた幕閣に対して不信感を募らせた点である。鷲峰は「廷臣の暗昏云ふに足らず、捧腹すべし、且つ諸老の之を咎めざるは、亦寛怒の過ぐる、眉を攢むるに堪えず」と編纂日誌に記した（「日録」二二二頁）。

そのため鷲峰は五月九日に永井尚庸のもとに赴き、「吾妻鑑」と「太平記」との間をつなぐ「伏見院御記」と、足利義満の治世に当たる「向陽記」の二書が必要であると要請した（「日録」二四二頁）。これを聞いた幕閣がどのように協議したかは解らない。翌寛文七年三月に京都から送られてきた「文鳳抄」は辞書の類で役にたたず、ほか二部は板本であった（「日録」三五一〜三五二頁）。

ここに幕府と朝廷の書物をめぐる交渉は終わった。なお鷲峰はこののち、「本朝通鑑」の編輯も名を求むるにすぎざるのみ、毎事滞り多き也」（「日録」四五三頁）と落胆を示している。

(三) 朝廷内部の事情

幕府からの要請に対して、朝廷は東山文庫の書物を謄写するなどして、一三部の書物を江戸に送った。ただし、幕府が当初希望した書物の江戸への送付や、公家が所持する書物の探索、「太平記」を補う記録の提供は行わなかった。このような結果となった理由は朝廷内部にあったいくつかの問題から考えることができる。

当時、朝廷内に絶大な力を保持していた後水尾は幕府と協調的な関係にあったといわれる。だが当然のことながら朝廷内部は一枚岩ではなかった。後水尾とその周辺への不満がその没後に噴出し、のちしばらく幕府と朝廷の間に軋みが生じたことはすでに明らかにされている。⁽¹¹⁾ 後水尾の幕府への対応とは別に、公家には幕府を見下す風潮が根強かつたのである。朝廷で書写の作業が進んでいたころ、鷲峰に宛てた詩仙堂の石川丈山の書状はつぎのように伝える。「浴人皆言う、武命嚴密にあらずにより、則輒出ず、もつて遺念たるべし」(「日録」一八〇頁)。また寛文八年(一六六八)二月の京都の風聞に「朝議に謂ふ、武家、国史を修す、然も勅撰に非ず、則ち官本妄に出だすべからずと」(「日録」五四三頁)がある。將軍じきじきの依頼ではないから容易に記録を出す訳にはいかない。武家が編修する日本通史は勅撰ではない。東山文庫の書物を妄りに外に出すべきではない、という内容である。だが武家伝奏が寛文五年一月に諸家に対して記録の提出を要請したことに着目するならば、ここからは改めて公家と朝議にかかわる者たちとの間に溝があったことを看取できる。

また天皇家をはじめ、諸家の書物の蓄積が不十分であったという事情があろう。度重なる火事で書物が失われたため、後水尾・後西は記録の書写事業を進めた。⁽¹²⁾ たとえば、寛文六年(一六六六)三月、後西は公家所持本の転写、なかでも朝廷の儀式(朝儀)に関する記録の複本(六二部七〇合)を作成させて、院と新院に置いた。⁽¹³⁾ 禁裏の文庫はいまだ充実の途上にあつたのである。

さらに鷲峰が望む書物が提供されなかつた理由として、天皇家や公家の蓄書傾向を考えておく必要がある。書物をめぐる朝廷と幕府の交渉が終つたころ、鷲峰は林家出入の書肆林白水に収書を依頼した。白水は人脈を活かし、公家所持の書物の写本を作成して江戸に持参した。そのなかの東坊城秀長の記録「迎陽記」一三冊は貴重であつたが高額であり、購入は不可能と考えた鷲峰は、白水に写本料を払って書写本を作成させた(「日録」七六六頁)。しかしな

がら同書には朝儀の次第ばかりが書かれており、修史に用いるところは少なかつたという。⁽¹⁵⁾ 天皇家や公家が重視した書物は朝儀に関わるものであり、一方、「本朝通鑑」の編修に必要な書物は、既述した後水尾の見解にあつたように、政権の盛衰を明らかにするものであつた。

第三章 幕府の依頼と武家の対応

(一) 武家の対応の概観

先述したように寛文四年(一六六四)一月、江戸に在府で蕃書を知られる大名・旗本に書籍目録を提出させることが老中の間で決した。その依頼に応じて大名・旗本から書目が、ついで書物および証文類の写が国史館に寄せられた。これは「日録」の記事や「本朝通鑑引用書目」⁽¹⁾の将家の部に「長州本平家物語」「薩州本太平記」「武家旧証文」、武門の条に「毛利旧記」「毛利証文」「松浦証文」「島津家記」などの名前がみえることから十分に推察できる。左は「日録」から書物類を提供した武家の名前とその提供回数とをまとめたものである。なお名前の上に掲げた武家の分類は大凡の傾向を示すために便宜上用いた。

御三家 徳川光友(尾張) 2 徳川光貞(紀伊) 1 徳川光圀(水戸) 2

家門 松平忠房 3 松平輝綱 1

譜代大名 石川昌勝 1 井上正利 1 大久保重能 1

榊原忠次・政房 3	酒井忠直 1	内藤義慨 2
永井尚庸 1	水野忠貞 2	脇坂安政 1
外様大名	毛利綱広 2	毛利綱元 1
	毛利綱元 1	前田綱紀 2
	島津光久 3	松浦鎮信 1
	島津家久 1	上杉綱憲 1
大名陪臣	吉川広嘉 1	
旗本	加藤明友 1	吉良義英 1
	久保吉右衛門正信 3	畠山休山 1

提供者は思いのほか限られ、とくに林家と親交が深かった武家が多いとの印象である。石川昌勝は伊勢国亀山の藩主で石川家と林家とは祖父の忠総以来の親交があった。井上正利は常陸国笠間の藩主で、鶯峰とは三〇年来の学友で、宋学だけでなく歌道に優れた人。永井尚庸は、いうまでもなく「本朝通鑑」編修の「奉行」で、鶯峰とは少年期以来の交際で特につき合いが厚かった。榊原忠次・政房は播磨国姫路の藩主で、忠次は羅山・鶯峰二代に亘る親交を持つ。脇坂安政は信濃国飯田の藩主で蔵書家で有名な脇坂安元の子。脇坂安元と林家は羅山以来の旧知であった。大久保重能は肥前国唐津の藩主で鶯峰と親交が深い人物。松平忠房は丹波国福知山のち肥前国島原の藩主で、鶯峰とは三〇年来の付き合いがあった。⁽²⁾ 高家の畠山休山は鶯峰の子梅洞の舅にあたる。

(二) 交渉の過程

武家と鶯峰との交渉の過程を子細にみると、林家と当主との私的なつきあいが長くとも、これらの家が積極的に協

力したとはいいがたいことに気づく。交渉には鶯峰の懇願、あるいは幕閣の働きかけが伴った。鶯峰と諸家との仲介役は永井尚庸がもつとも多く勤め、尾張・紀伊・水戸・内藤・水野・脇坂・毛利家との間をつないだ。また酒井忠清は島原松平家と上杉家、加藤明友との仲介を果たした。以下、(a) 御三家、(b) 榊原家、(c) 島原松平家、(d) 旗本加藤家を素材にして、書物類が提供されるまでの経緯を見ていきたい。

(a) 御三家

寛文四年(一六六四)二月二十八日、永井尚庸が懷中に納めてきた紀伊の徳川光貞と尾張の徳川光友の倭書目録は見るべきものは少なく、鶯峰が未見の書は五・六部に過ぎなかった(『日録』五四〜五五頁、五八頁)。そのため鶯峰は別途願って、紀伊から「当代記」九冊を借りることとした。この「当代記」は紀伊家の家蔵本であったため、事前に老中阿部正能を介して他見を禁じ謄写作業の間紀伊家の家臣が立ち会うという条件が確認された(『日録』六七〜六八頁)。また鶯峰は尾張から「釈日本紀」八冊を借りた。「釈日本紀」は尾張家の先代当主の義直が危庵という人物から献上された古写本であったと思われるが、光友は国史館への書物の提供を嫌う風があり、これは異例に属した。

なお義直の対応については、以下の事例が参考となる。松平綱輝(松平信綱の子)が提供した「東照神君御年譜」は義直の編著である。同書の序文は正保三年(一六四六)に羅山が書き、秘すべきところを懇願して写本を入手していた。だがこれは明暦の大火で焼失した。本来であれば光友に依頼するところを、松平輝綱の所持を知り、鶯峰は輝綱から密かに借りているのである(『日録』三八〜三九頁)。

水戸の徳川光圀は学問的な側面で鶯峰と信頼関係を結んでいた。だが書物の提供という側面では必ずしも積極的ではなかった。水戸家が最初に示したのは和書数部の目録に過ぎず、鶯峰が「大鏡」(中原師光本を底本とする尾張家

本)を借り受けることができたのは、その所蔵を知っていたためであった(『日録』三四〜三五頁)。

(b) 榊原家

榊原家の屋敷は国史館の近くにあり、忠次と鷲峰とは双方に屋敷を訪ねあい談じた。「足利季世紀」などは忠次自らが携えて来た。また「新撰信長記」は板倉重宗本を松平忠房が写し、忠次がさらに転写したものであったが、忠房の参府を待たず入手できたと、鷲峰は忠次の編纂事業に対する配慮に感謝した(『日録』二四・三九頁)。ただし忠次が七、〇〇〇冊に及ぶ蔵書のなかからどのような基準で書物を選び、提供したのかは定かではない。また編著書の「御当家紀年録」の提供に躊躇があったことが明らかである。「御当家紀年録」は永享元年(一四二九)に徳川氏の先祖が三河に移住したところから、慶安四年(一六五二)四月に三代將軍家光が没するまでを記した編年体の歴史書である。寛文四年(一六六四)八月一七日同書は完成し、その宴席で鷲峰は漢詩を詠み盛挙をたたえた。だが寛文五年・同七年に忠次・政房が相次いで没したこともあり、榊原家は「御当家紀年録」の所持を世間に隠した。享保期に林家が写本を所持していたことは確認できるが、「本朝通鑑引用書目」に「御当家紀年録」の名は見えない。

(c) 島原松平家

「家忠日記増補追加」は松平忠房とその子好房が「三河遠州日記」に増補して二五巻としたもので、寛文三年に鷲峰が序を草している。だが鷲峰が同書を実見したのは、寛文八年四月七日に至ってからであった。この日、火災ののち新築した松平忠房の屋敷で、鷲峰は親しく話をした後と同書を示され、「借るを許す、写を許さず、外論をはばかる也」(『日録』五七三頁)という忠房の考えを聞かされた。しかしながら、同書は徳川の創業を記した書物であった

め、酒井忠清と稲葉正則が興味を示した。

七月九日、正則の屋敷で忠房・忠房弟の忠冬、鶯峰、正則の子正倚・正員が来会した。これは正則が忠房と忠冬に「家忠日記」書写の礼を言うための招きで、それには「前橋少將（酒井忠清）の外これを借りず、主人頃日堅く請いこれを写した」という事情があった（「日録」六三〇頁）。その後の七月一三日、忠清は忠房に同書を鶯峰に示すようにと依頼し（「日録」六三三頁）、一〇月一二日「家記二五冊」が鶯峰の手に届いた（「日録」六七七頁）。酒井忠清は自ら記録の提供について仲介を行なったのである。

(d) 旗本加藤家

島原松平家に示された酒井忠清の強い指導力は、加藤明友の事例にもみることができるといえる。寛文六年三月三日、城内で忠清は鶯峰につきのように語った。「加藤内蔵助（明友）家、豊臣秀吉に其の祖左馬助嘉明賜う感状を蔵す、然るに秘して人に示さず、一見を欲す、此旨彼に宜しく達すべし、同途して来るべし、（中略）九日の夕を以て期を約すべし」（「日録」二〇二頁）。その後日延べがあり、五月一七日に鶯峰は忠清の屋敷に赴き、明友と保田余雪と同席の上、兼ねて約束の文書を観覧した。それは志津嶽の七本槍以来朝鮮在陣までの間に秀吉が与えたおよそ二〇通と、関ヶ原の戦功に対して徳川家康・秀忠が出した三通の感状であった。忠清は鮮やかな朱印のあとを見て「大いに驚き、おおいに感じる、其の家の沈淪を憐れ」んだという（「日録」二四七〜二四八頁）。

(三) 大名の対応—家臣記録の収集—

大名家で所蔵する書物の提供とともに、萩藩毛利家では家臣の書上を集めて提出し、編修に協力した。すなわち、

寛文五年(一六六五)夏、在府中の萩藩主綱広は国元の家臣に対して家記ならびに証文の写しを提出するように命じた。このとき作成された証書類が「寛文期差出証文」で、そのなかの「清水長左衛門家旧記写」の奥書には「今度旧記物所持仕候得ハハ可差出之通就御触、悴家古来之覚書御座候条写仕差出申候、以上/寛文五年卯月十七日/清水長左衛門尉就信(花押)」とみえる。⁽⁶⁾これらは同年一〇月六日、「大内家記」・系譜類とともに国史館に齎された。鷲峰はこれらと書肆林白水が前日に持参した「毛利家記」と照合し、永正以後に毛利元就が十州を併呑した始末の大概を知ることができたという(「日録」一一九頁)。

仙台藩伊達家では、つぎの史料にあるように寛文七年七月に国元で調査を行った。

〔史料3〕

従 公儀林春斎老其外同役数多被 仰付本朝通鑑と申書物御仕立被成候二付、 貞山様(伊達政宗)御代御弓箭之儀右之書物江御書加被成儀も可在之か御軍記も候ハ、見申度由春斎被仰候付、 貞山様御一代御弓箭之覚書以下被相改等内藤閑齋二被 仰付其内より書被指出咎二候、依之不審成儀共在之候条 貞山様御一代御家中衆先祖武功在之衆其子孫咄をも承伝置候衆御座候ハ、面々書立相出候様申度候、附り人取橋摺上両所御合戦場之様子承伝候衆も候ハ、是又書付差出被申候様仕度由、閑齋被申候旨江戸より申来候間、各御手前先祖武功之儀ハ勿論、御一家御一族衆江相通御聞届 貞山様御代御合戦之様子其子孫先祖物語をも承伝置候衆并先祖武功在之衆ハ、其面々規模之儀と申勿論無隠書立被指出候様可被相通候、尤書立相出候衆ハ拙者所江早々可被指越候、以上、

七月廿
(44)

柴田外記(朝意)

冨塚内蔵丞様

遠藤文七郎様

右之通候間先祖武功之品於在之ハ早々御書上可被指出候以上

遠藤文七郎

同日

中嶋左衛門殿

遠藤左衛門殿

増田主斗殿

寛文七年七月廿六日相届致拝見候以来答合之ため如此二候 以上^(?)

右からはつぎのことが明らかになる。第一に、鷲峰が伊達政宗の事跡を記した記録や軍記を求め、これに応じて藩の儒者内藤閑斉が覚書などのとりまとめを行なうことになった。第二に、閑斉は在府中であつたため国元に調査を依頼し、これを受けて藩の奉行柴田朝意が家中に達書を出した。第三に、奉行が調査の対象としたのは政宗時代に武功があつたものを先祖にもつもの及びその一族であつた。第四に、信頼を欠く書物や伝え聞きの類であつても書付を作成して提出するように要請した。第五に、人取橋の戦いと摺上の戦いは不明な点が多かつたため、軍功の有無にかかわらずこれに関する情報の提供をとくに促したことである。なお人取橋の戦いとは天正一三年(二五八五)一二月の

伊達軍と二本松軍の戦いを指す。摺上の戦いについては不明である。

この達書をうけて八月二日、金山の中嶋左衛門は遠藤文七郎宛に返答したが、その内容は「拙者事ハ若キ者ニ候得ハ毛頭存不申候」、同名の中嶋伊勢も「其御時代ニハ悴ニ而候間一円覚不申」というもので、状況はわからないとした。⁸⁾もつとも伊達家が行った調査の規模やその成果、閑斎がまとめた書き抜きに関する史料はほかに見当らない。また実際に書き抜きが鷲峰に齎されたのかについても「日録」で確認することはできない。

第四章 流布本と武家家蔵本と「本朝通鑑」

(一) 「太平記」と島津家家蔵本

寛文八年（一六六八）三月二八日、薩摩藩島津家の家老久通は「太平記」の写本を国史館に持参した。これは島津家本「太平記」が「尋常本と異り有」る本であったためである（「日録」五六五頁）。次の史料は、寛文一〇年に久通が藩主光久に宛てた書状であるが、島津家本の記事内容が一部明らかになり、流布本の「太平記」と「本朝通鑑」の記事とを比較して考えるうえで参考になる。

〔史料4〕

覚

一、近年日本通鑑編集春齋・友見へ被仰（命之）仰付候、然処二去年江戸へ御供二而相詰候中、我等方へ春齋被為見廻候間、其礼二參候刻、右之通鑑為見被申候、最早此方御家之儀も從 頼朝・薩摩・大隅・日向御給之由、被為書候通被仰候而見せ被申候、左候而被申候ハ、前二酒井讚岐守（忠勝）殿より被仰、御家二有之吾妻鑑被寫置候、今少見合入儀候間、本書を可差出由承候へ共、不奉得御意二ハ罷成二付、大方二返詞仕罷居候、今些 御家之儀見せ申、通鑑二載被成候様二と可申儀御座候、御望三而も御家上代之趣通鑑杯二載申儀不成事二候条、吾妻鑑御見せ候ハ、其序二此度通鑑二被書載候、今書寫遣候様二可申入候、ケ様成好仕合者無御座候儀かと存候事、

一、太平記二、島津四郎於鎌倉平之高時之手二而、新田義貞方二降參之躰、様子悪候、世間二者島津殿と申伝候、御系図二引合考付候へハ、新納之元祖四郎左衛門時久之代二相当り候事、

一、右之儀、脇二書本之古キ太平記御座候二ハ、曾我奥太郎時久と有之候、然時ハ新納之時久二而可有之事決然二候、就夫彼太平記春齋持參仕、致申分ケ見せ申候事、

一、於朝鮮島津又太郎忠辰・大友義鎮・波多三河守軍振悪二而御改易候、右又太郎を島津又七郎と豊臣譜二誤候二付、右之儀も又七郎豊久朝鮮二而之御感状之上三而春齋へ申分ケ仕、向後者板本改候様二可申渡由慥二被仰二付、其段御文書方二も留置候事、

右三ヶ条去年申分ケ仕候、此度出来之通鑑二誤之俣被書載候ハ、永々 御家之御悪名残多存候而為申達儀二御座候、已上

寛文十年戊八月廿三日

（島津）久通

書状の一条目からは久通が「本朝通鑑」の草稿を国史館で実見したこと、そこに島津家の先祖の事蹟をみて感激を覚えたことなど、鶯峰と久通との親しい交際の様子が表示されており興味深い。またこの簡条からは島津家の「吾妻鑑」をすでに小浜の酒井家で写し、それを鶯峰が知っていたことが伺える。四条目からは、寛永十九年（一六四二）に羅山が幕命を受けて編纂した「豊臣秀吉譜」（三巻三冊）に誤謬があり、その後出版された板本（明暦四年版）の記事にもそれが反映されたため、記事の訂正を島津家が希望し、さらに「本朝通鑑」での訂正を望んだことがわかる。⁽²⁾ だが行論上、ここでは二条目・三条目に着目したい。

二条目・三条目は島津家家蔵の「太平記」と鶯峰が参照した「太平記」の記事が異なるというものである。「太平記」は暦応元年（一三三八）から親応元年（一三五〇）までに原形態が作られ、その後書き継ぎと改訂があり、応安の末から永和年間（一四七二―一四七八）に全四〇巻が成ったとされる。「太平記」は足利義満の時代に政治体制と不可分の⁽³⁾ ところで成立し、室町幕府の草創に関与した武家にとつては自家の功績を主張するよりどころとされた。伝存本は巻数と巻の分け方から四系統に分類でき、それぞれに独自の記事を有する。たとえば天正本と呼ばれる系統は佐々木道誉を称揚する記事を多く増補している、という具合である。

江戸前期、「太平記」や注釈書「太平記評判秘伝理尽抄」などが多く出版され、流布本の「太平記」は浄瑠璃の台本・読本などに影響を与えた。「太平記」の存在は史書・兵法の指南書として読む人、あるいは観劇や読書を楽しむ人々に知られていた。このような文化状況にあつて島津家は鶯峰への申し入れを行ったのである。

左は「太平記」の元弘三年（一三三三）五月二二日条、新田義貞が極楽寺を攻めたときの島津四郎の対応を述べた⁽²⁾ くだりである。

嶋津事

嶋津四郎ハ大力の聞えアツて誠器量ノ事柄人ニすくれたりけれハ御大事ニアヒヌベキ者なりとて長崎入道ゑほし子ニシテ一人当千とたのまれたりけれハ先途のかせんニムけんトて未タ口々ノ防キ場へハムケられす熊さかミの入道のやかたの辺ニソ置れたりける、去ほとニはまの手やぶれて源氏已ニ若宮小路迄よせたりとサワギけれハさかミの入道嶋津四郎ヲ呼親近て自酌ヲとつて酒ヲ進メ給フ盃三度傾ける時三間厩ニ立られたりける（中略）門前より此馬ニ打のつて由井ノはまかせニ大かさしるしヲ吹なかさせてあたりを払ひてはせ向ひけれハ数万ノ軍勢これヲ見て誠ニ一キ当千ノ兵と見えたり、此間執事重恩ヲ与へて傍若無人ニフルマワレつるも理なりと思ハヌ人ハなかりけり、源氏ノ兵これヲ見てよき敵なりと思ひけれハ栗生・篠塚・畑巳下の若者共我さきにくまんと馬ヲすゝめて相ひちかづく、両方メイヨノ大力共が人ましへモセズ勝負ヲ決セントスルヲ見て敵御方ノ軍勢共かたづヲのみてこれヲ見ル処ニ、相ひちかニ成けれハ嶋津馬よりおり甲ヲヌイテ降人ニなつて源氏ノ勢ニソ加ハリける、是ヲ降人の始として或ハ年来重恩の良徒、或ハ累代奉公の家人共も主ヲすて、降人ニなり親ヲはなれて敵ニつく源平天下ノ争とはや今日ヲ限りとそ見えたりける⁽⁴⁾

このように通常の「太平記」は、嶋津四郎を武勇の誉れは高いが傍若無人で、主人の恩義を顧みずに降伏した「降人」として伝える。実際に「嶋津四郎」が新納家の先祖であったとしても、「太平記」の受容者は「嶋津事」からおそらく嶋津家を想起したのであろう。これは嶋津家にとつて名譽にかかわる事柄であり、「本朝通鑑」に家説が採られるようにと動いた。これをうけて鷲峰は「史料4」で紹介した嶋津家の説を「本朝通鑑」の本文に立てた。「続本朝

通鑑」卷第一二三の元弘三年五月二一日条には「曾我奥太郎時久」とあり、「時久のこと太平記古本および薩州本に見ゆ、ただし俗本は島津四郎の事となす、あるいは曰く島津時久鎌倉にあり曾我に居すとなす、故に一人にて両号あるか、いまだ知らざるにより是を執らず、今古本および薩州本による」と割註がある（三五九頁）。

（二）「甲陽軍鑑」と上杉家説

上杉家文書に寛文九年（一六六九）五月八日の奥書をもつ写本「河中嶋上杉家説」がある。同書は書名から明らかのように川中島の戦いの様子を記した記録（二冊）で、現在は、寛文一二年に成立した「河中嶋合戦弁論」や延宝四年（一六七〇）に成った「河中嶋年月考」などと合綴されている。史料名は「川中島合戦弁論」である。以下、「河中嶋上杉家説」の最後に書かれた文言を引用する。⁽⁵⁾

〔史料6〕

写本二私曰 酒井修理太夫（忠清）殿へ弘文院春齊被參、今度日本通鑑ヲ被 仰付川中嶋合戦之義上杉家へ相尋候へハ一冊ノ記録被差上候、甲陽軍鑑ノ趣ト上杉家相伝ノ日記ト年號月日相違殊ニ合戦ノ躰モ大ニ各別ニ候、通鑑ニハ何ト書載可申哉ト御老中迄伺申候、土屋但馬守（數直・土浦藩主）殿ヲ初御旗本ニモ信玄家来ノ衆中被申候ハ上杉家書出候通ニ任セ通鑑ニ記候ハ、日本流布ノ甲陽軍鑑皆偽ニ罷成ノミ不成、軍法ノ疵ニモ可成候、甲陽軍鑑ヲ編立候人ハ今モアレ高坂弾正ト有之文言迄モ虚言ニ成候へハ年久ク習弘候軍法モ徒事ニ罷成候間、甲陽軍鑑スタリ不申候ヤウニト内談ニ付、甲陽軍鑑永祿四年九月十日ノ事跡ト、上杉家書出ノ旨趣天文廿三年八月十八日ト弘治二年三月廿五日ノ夜合戦ト、両度ヲ日本通鑑ニ並記申候由春齊物語ニテ候由、修理殿近習子賀源右衛門・宮川仁右衛門

二物語ニテ候旨、酒井殿家中玉置平左衛門申越候

武田典厩ハ謙信ト太刀打ニテ川中へ被切落死骸河へ流候ヲ、越後方^{梅ノ}海津宗三ト云者引上典厩首ヲ取候テ典厩家人山寺伊右衛門・樋口宗三郎・橋爪出羽ト云者三人懸合海津宗三ヲ討取典厩首ヲ取返候ト云説有

謙信ト太刀打ノ時信玄團ニテ請被申候トノ説有、慈眼大師其時信玄方ニ被居山ノ上ヨリ直ニ見被申、信玄モ太刀ニテ謙信ト勝負有之候由南麻主計ニ度々物語也、畠山入庵モ其勝負ヲ眼前被見候由ニテ物語ニ信玄モ太刀ニテ謙信ト勝負有タル也

慈眼大師ハ永正七年ノ生ニテ遷化ノ時百三十八ト云々、又一説ニハ天文十年ノ生ニテ遷化ノ時百七歳ト云々、百三十八歳ナレハ初ノ川中嶋合戦ハ四十五歳ナリ、百七歳ニテ遷化ナレハ右合戦十四歳ニ当也、已上終

右からはつぎの三点において「河中嶋上杉家説」と「甲陽軍鑑」は大きく異なつたことがわかる。第一は、武田信玄と上杉謙信の数度にわたる衝突のうち何れものを川中島の戦いとするかという点である。「河中嶋上杉家説」は天文二三年（一五五四）八月一八日とし、「甲陽軍鑑」は永祿四年（一五六二）九月九日とする。第二は、謙信と信玄が川中で太刀を合わせたか否の点、第三は、川中島の戦いののちに謙信が信濃国に侵攻したか否かの点である。このうちとくに第一点めは、信玄の卓越した才覚を説く「甲陽軍鑑」を否定したものと解釈できる。信玄は通例、出陣日を兵学者に占わせて決めた。だが、「二つに一つ」とした川中島の戦いでは、祝日であると同時に往亡日である悪日を自ら選んで挑み謙信を下したと、「甲陽軍鑑」は説明するからである。

【甲陽軍鑑】（二〇巻）は甲州流の基本兵書で、武士の心構え、事績、軍法、合戦、裁判などを記したもので、信玄⁶の老臣高坂弾正昌信がその大部分を記した体裁となっている。だが現在では、父祖が高坂の家臣であつた小幡景憲を

著者とし、元和年間に成立したとする説が有力である。景憲は兵法甲州流の始祖で、門弟は二、〇〇〇余人に及んだといわれる。さらに甲州流は徳川家康・幕府の兵法とされたことから軍学の主流を占めた。「史料6」には土屋教直の名前があげられている。

この状況にあつて、鷲峰が川中島の戦いに関する記述について酒井忠清に相談したというのは自然な行為であつたといつてよからう。その結果、鷲峰は川中島の戦いを天文二三年八月一日と永禄四年九月九日の両条に載せた。そして「甲陽軍鑑」は「偏に世に行なわれ」、上杉家説は「希にこれ有り」としたうえで、「宜しく軍鑑とこれとを参考すべし」と注記した（四九三八〜四九三九頁・五〇一八〜五〇二〇頁）。

「本朝通鑑」の憶断を避ける記載方針は、しばしば史料収集の不徹底に起因すると理解される。だがそれに一因があつたとしても、島津家と上杉家の事例から明らかになつたように、希有な説と俗説とを列記して判断を後代に任せたことには、現実の社会が様々な規定を加えていたと考えなければならない。諸説の併記は「本朝通鑑」が正史であるといった意識が強固であれば、当然のこととして採用された記述姿勢であつた。

おわりに

寛文一〇年（二六七〇）六月七日、鷲峰は將軍家綱の前に進み「本朝通鑑」の序文を進読した。これに家綱は「年久勤勞」と声をかけ、老中は口々に「本朝無双の大部書漸成る、誠に太平の盛事也」と言祝いだ（「日録」九二六頁）。正史編纂の成就是「太平」を象徴するものとされたのである。六月一〇日、清書・中書を合わせて二四函が国史館か

ら永井尚庸の屋敷へ運ばれた。一二日、これらは江戸城に移され上覧に備えられ、そのうち清書本一二函が紅葉山文庫へ置かれ、中本一二函が家綱の手沢本とされた。一九日、尚庸は將軍手づから名刀を与えられた。ついで鶯峰に采地二〇〇石の加増があり、門人へ褒賞があつた〔日録〕九二七〜九三三頁。これにより鶯峰の知行は一、一一〇石となつた。一〇月一八日、『本朝通鑑』の残編四五冊が成り、全三二〇巻が揃つた〔日録〕九七八頁。一〇月二八日、鶯峰は国史館で完成の酒宴を開き、これをもつて事業は終了した〔日録〕九八一〜九八二頁。

『本朝通鑑』の完成時に作成された写本は左の五部であつた。⁽¹⁾

(表紙)	(冊数)	(綴じ糸)
1 浅黄地	二五〇冊	紫大白
2 黄色	三〇〇冊	紫大白
3 青地紋付	三二〇冊	紫大白
4 萌黄地	三九〇冊	紫大白
5 紺地	三三三冊	紫大白

このうち清書本(5)・中書本(3)は漆塗の小箱に二〇数冊づつ入れられ、それらは三箱づつ桐白木の長持ち五棹に収められ、さらに杉材の白木の長持ちに入れられた。この二部は計三重の容器に納められたのである。⁽²⁾紅葉山文庫本と將軍の手沢本を除いた残り三部は、日光東照宮・足利学校に納められ、一本が林家に残され、結局、朝廷へは送られなかつた。朝廷への幕府の返礼は、唐本〔廿一史〕〔四書五経〕〔資治通鑑綱目〕〔太平御覽〕〔朱子語類〕〔二課全書〕と伽羅の送付であつた。ただし唐本は豪華な装丁本で、東山文庫に納められた。⁽³⁾

以下、本稿で述べたことをまとめておきたい。「本朝編年録」の統輯編纂は、体制の整備、書名「本朝通鑑」への変更を伴ない、幕府の事業として遂行された。この事業は幕府にとつては前將軍家光、鶯峰にとつては父羅山の遺志を継いだものであった。鶯峰は史料の収集に手を尽くし、幕府はこれに理解を示して、書物購入費として五〇〇両を支給するとともに、寺社・武家・朝廷・武家に協力を求めた。編修終了時に林家の蔵書は九〇〇部に達し、「本朝通鑑引用書目」は五二〇部に及んだ。ただし史料収集が容易に進んだわけではなかった。

幕府と朝廷との数度にわたる交渉の結果、朝廷から出された書物は計一三部にとどまり、このうちとくに「愚管抄」は貴重で編修に役立ったが、その半数は徳川家康が書写を命じた「慶長御写本」と重なるものであった。朝廷の協力が鶯峰の期待するほどには得られなかった理由は、朝廷・公家の書物に対する意識と幕府・鶯峰のそれとの間に大きな隔たりがあったことが考えられる。このほか朝廷内部の問題として、朝議に参与する者とそれ以外の者との間に溝があったこと、公家には武家に対する蔑視が根強くあったこと、朝廷・公家の書物・記録の利用目的が史書編纂とは異なったこと、戦乱と火事で多くの書物・記録が焼失し、天皇家・公家の著書それ自体が薄く、蔵書の形成過程にあったことなどが指摘できる。

鶯峰は父羅山の家塾とともに学んだ上層の武家、「寛永伝」の編修以来つきあいを続けた人々(島津家の家老などと良好な関係を結んでいた。鶯峰に書物の序文・跋文、碑銘などの執筆を依頼する武家は多くいた。⁴だが家蔵書物の提供はごく一部に限られた。鶯峰がその所持を知り懇願してはじめて書写が許され、時には「奉行」の永井尚庸・老中(のちに大老)の酒井忠清の助力があつて、ようやく書物は提供された。編修事業に対する大名・旗本の理解は必ずしも深いものではなかつたのである。ただし、武家家蔵の書物・記録、証書類が十分に提供されなかつた理由を事業への無理解という回路ばかりで読み解くことはできない。一つには、いまだ歴史というには新しい記録類は秘匿さ

れたという事情を勘案しておく必要がある。加藤明友の祖父嘉明に与えられた感状を見て忠清が気持ちを動かしたのは、「本朝通鑑」の記事が近い過去に及んでいたことを物語っている。また二つめには、天正以降に時期を限定しても証文類の所持は十分ではなかったという記録の遺存状況に意を払っておかなければならない。

一方、家蔵本を積極的に示した武家には様々な事情があった。これを考えるにあたっては、当該期以降の文化状況に特徴的な流布本と写本、とくに家蔵の写本との関係に着目するのが有効な視点となる。江戸前期に出版事業は生業として成立し、需要に押されて伝書・和漢籍とともに軍記物の出版が盛んに行われた。⁽⁵⁾ 鶯峰はこれらの流布本を参照して執筆した。⁽⁶⁾ しかしながら、例えば、流布本の「太平記」は数ある写本のうち梵舞本をもとにしたものであり、島津家蔵の古本にある注記を反映したものではなかった。また甲州流兵学と深く結び付いた「甲陽軍鑑」は、越後流兵学が拠つてたつ上杉家の家説と史実の解釈上で対立的であった。⁽⁷⁾ 島津家は「太平記」の古写本を、上杉家は「河中嶋上杉家説」を鶯峰に提示した。これに対して鶯峰は、ときに酒井忠清に相談して本文を決め、家説と俗説とを併記して憶断を避けた。「本朝通鑑」は江戸幕府による正史であり、完成したのちには日光東照宮などに納められ、紅葉山文庫に、そして將軍の手元に置かれた。その記事は当然ながら「正」として認識されることが予想され、それゆえに鶯峰は後代に判断を任せた。出版文化の展開と家説の提示が記載方針に及ぼした影響は少なからざるものがあつた。

「本朝通鑑」の編修に利用された書物の正本は、その後紅葉山文庫に納められた。「本朝通鑑」の編修は初代將軍徳川家康による収書、のちの桜田文庫の移管、八代將軍吉宗の逸書探索とともに、紅葉山文庫の歴史に刻印を残した。⁽⁸⁾ だがこれまでの「本朝通鑑」をめぐる研究は、本稿の冒頭で述べたように史学史上の位置付けにとどまる傾向にあり、編修時の書物の収集は、紅葉山文庫の形成史上においても等閑に付されている。また徳川光圀による「大日本史」、あるいは延宝期に本格化した前田綱紀の収書事業の前段階にあるものとして把握されていない。改めて「本朝通鑑」

の編修がその他の修史・収書事業へ与えた影響について考える重要性を感じる。なお、これを考察する際にも江戸、⁽⁹⁾ 収書、出版という、ここで示した視点が有効となると思われる。

註 (はじめに)

- (1) 「本朝通鑑」の出版計画は編集当時すでにあったが、江戸時代を通じて出版されることはなく、転写本として伝わった。刊本では明治一四年(一八八二)・同三〇年の大槻誠之ら編の和装本八四冊が早い。その後、国書刊行会「本朝通鑑」全一八冊(一九一九年刊行)が出版された。以下、本稿では国書刊行会本を利用し、同書から「本朝通鑑」の本文を引用するときには(□頁)と示し、鶯峰が記した編纂日誌「国史館日録」を引用するときには(日録□頁)と略記する。なお「日録」の異本に東京大学史料編纂所蔵写本「国史館日録 久保泰享抄録 全(一冊)がある。
- (2) 「統本朝通鑑序」(国書刊行会「本朝通鑑」首巻)。
- (3) 「本邦史学史論叢」下巻、富山房、一九三九年。
- (4) 至文堂、一九六六年。
- (5) 安川実「本朝通鑑の研究」言叢社、一九八〇年。
- (6) 吉川弘文館、一九七四年。
- (7) 「歴史と国文学」第二五巻第五号、太洋社、一九四一年。
- (8) 「近世京都出版文化の研究」同朋舎出版、一九八二年。
- (9) ただし朝尾直弘「将軍政治の権力構造」(岩波講座 日本歴史)第一〇巻、岩波書店、一九七五年)、藤井譲治「家綱政権論」(講座日本近世史)第四巻、有斐閣、一九八一年)がある。
- 註(第一章)
- (1) 花見、前掲論文。坂本、前掲書。
- (2) 川瀬一馬「駿河御讓本の研究」「日本書誌学之研究」講談社、一九七一年。
- (3) 田辺裕「類聚日本紀」の成立」「神道史研究」第一八巻第四号、一九七〇年。
- (4) 小沢、前掲書、二〇八頁。
- (5) 高橋章則「弘文学院学士号の成立と林鶯峰」『東北大学文学

部日本語学科論集」第一号、一九九一年。

架蔵謄写本。

- (6) 寺社に宛てた達書の下書は「好書故事」に収録されている(近藤正斎全集)第三卷、国書刊行会、一九〇六年、一九六―一九七頁)。「本朝通鑑」編修と寺社との関係については今後の課題としたい。

- (6) 西園寺文庫「寛文五年十一月三日 日本通鑑目録之覚」(立命館大学図書館所蔵)。

- (7) 「葉室頼業記」東京大学史料編纂所架蔵写真帳。

- (8) 同右、寛文六年二月二八日条。

- (7) 「慶長探訪書目」「好書故事」(近藤正斎全集)第三卷、一九四―一九五頁)。

- (9) 同右、寛文五年二月一〇日条。

- (8) 紅葉山文庫については、福井保「紅葉山文庫」(郷学舎、一九八〇年)、拙稿「紅葉山文庫の管理と書物師出雲寺」(学習院史学)第三一号、一九九三年)がある。

- (10) 同右、寛文六年三月九・一〇日条。

- (9) 「国史実録」序(天理大学図書館所蔵)。

- 註(第2章)

- (11) 久保貴子「天和・貞享期の朝廷と幕府」「早稲田大学大学院文学研究科紀要(哲学・史学編)」別冊第一四集、一九八七年。高楚利彦「近世天皇論の現在」(青木美智男・保坂智編「争点・日本の歴史」第五卷、新人物往来社、一九九一年)。

註(第2章)

- (1) 陽明文庫所蔵。

- (12) 米田雄介「朝儀の再興」(辻達也編「日本の近世」第二卷、中央公論社、一九九一年)。

- (2) 池田雪雄、前掲論文。

- (13) 平林盛得「後西天皇取書の周辺」(岩倉規夫・大久保利謙編「近代文書学への展開」柏書房、一九八二年)。米田、前掲論文。

- (3) 「群書類従」第二八輯、続群書類従完成会、一九三二年、一六六―一八一頁。和田英松「本朝書籍目録考證」明治書院、一九三六年。

- (14) 「葉室頼業記」寛文六年三月二四日条。

書院、一九三六年。

- (4) 「基熙公記」東京大学史料編纂所架蔵写真帳。

- (15) 高橋章則「宮城県図書館伊達文庫蔵 林鴉峰撰「本朝通鑑編輯始末」」日本思想史研究」第十八号、一九八六年。

- (5) 「兼香公記」享保七年二月二〇日条(東京大学史料編纂所

「本朝通鑑」編修と史料収集(藤實)

註 (第3章)

- (1) 国書刊行会「本朝通鑑」首巻、一一〜二五頁。
- (2) 竹下喜久男「好文大名榊原忠次の交友」『鷹陵史学』第一七号、一九九一年。
- (3) 「御文庫御書物便覧一」名古屋市逢左文庫所蔵。
- (4) 松尾美恵子「榊原家の秘本『御当家紀年録』」、拙稿「御当家紀年録」と幕府の儒者林家」(児玉幸多編「訳注日本史料 御当家紀年録」集英社、一九九八年) 参照。
- (5) 「鴛峰林学士文集」巻第八三(国文学研究資料館架蔵写真帳)。
- (6) 梶原正昭「幕府・諸藩の修史事業と戦国軍記」『早稲田大学教育学部学術研究(国語・国文学編)』第四三号、一九九五年。
- (7) 陸奥国仙台藩陪臣島崎家文書「本朝通鑑仕立二付先祖武功書付仰付二付」(明治大学刑事事博物館所蔵)。
- (8) 前掲に同じ。

註 (第4章)

- (1) 「鹿児島県史料 旧記雜録追録二」一九七一年、五六七〜五六八頁。

- (2) 前掲書、五三七頁に関連史料がある。

- (3) 兵藤裕己「太平記へよみへの可能性」講談社、一九九五年ほか。

- (4) 「太平記 神田本 全」国書刊行会、一九〇七年、一二三〜一二四頁。本来であれば流布本から史料引用すべきであるが、引用箇所において、神田本と流布本とに記事の異同が認められないことから国書刊行会本によった。

- (5) 秋田県立図書館所蔵。

- (6) 「甲斐叢書」第四巻、第一書房、一九七四年。

註 (おわりに)

- (1) 「通鑑御書物入用ニ請取申覚」(「竹橋余筆」、汲古書院、一九七六年、六五三〜六五四頁)。

- (2) 福井保「江戸幕府編纂物」雄松堂出版、一九八三年、一四五頁。

- (3) 「葉室頼業記」寛文九年(一六六九)十一月一九日条。

- (4) 「鴛峰先生林学士文集」巻第八一以下を参照。

- (5) 軍記物の流布や読者については、布引敏雄「毛利関係戦国軍記の成立事情」(「日本史研究」第三七三号、一九九三年)、藤井讓治「近世前期の大名と侍講」(横山俊夫編

〔貝原益軒〕平凡社、一九九五年）などがある。

(6) 流布本と「本朝通鑑」の記事の関係については、加美宏

「『太平記理尽抄』と『本朝通鑑』」（同志社大学人文学会

「人文学」第一四六号、一九八八年）がある。

(7) 高橋修「戦国合戦図屏風と紀州徳川家」和歌山県立博物

館特別展「戦国合戦図屏風の世界」図録 一九九七年。

(8) 「東叡山重訂御書籍来歴志」例言（東京大学史料編纂所所
蔵）。

(9) 寛文・延宝期の文化論に今田洋三「江戸の出版文化」

〔講座元祿の文学五 元祿文学の状況〕勉誠社、一九九

三年）があるが、写本を含めた書物の京都から江戸への

流入、その担い手となった書肆の活動を全体社会のなか

に位置づける作業は、今後の課題として残されている。

*本稿は平成五年度文部省科学研究費助成奨励研究（特別研究

員）および財団法人トヨタ財団（一九九四年）研究助成によ

る研究成果の一部である。